道路の供用の開始

(厚政課) ……………………………………………

(環境政策課) ………

(道路整備課) .....

应

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

口

○選管告示

山

○告示

(定期)

目

次

所在地 名称

山口市佐山三番二二 テルモ山口株式会社

特定施設に関する事項

報

平成 30 年 1月5日 (金曜日)

工場又は事業場の名称及び所在地 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

所

山口市佐山三番二二 テルモ山口株式会社

県報の正誤(平成二十九年十一月二十一日山口県告示第四百十三号) ......

### 山口県告示第一号

山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供す 評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年一月五日から同月二十五日までの間、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

る。

平成三十年一月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

種 十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。 六五 種類、 類 「六五」とは、 構造及び使用時間間隔等 能 (本/ 日)力 四 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六 四〇〇平成三〇、二七 年予工 月 月 月 音 日 定手 平成三〇、平成三〇、 年予工 月 月 完成 日定成 年予使 月 開 日定始 間使用 時間 連 時り一 の日 使当 間用た 一四時間 方 動 の 概 要 節 的 変 変動なり 法

一一,从30平 1	刀 3 口	щ	— н	<u> </u>	干以	(足朔)	—————————————————————————————————————
排水	五 排出水の汚染	設の硝酸廃液処理施	種類類	排水処理施設に	設かつ硝酸廃液処理施類	(イネ) (のまの情報に このまにこれ) 種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	
通水素常イ排	栄状態の値 及 型 処理後 の 直及	処理領前	項目	による処理前	機鉄筋コンクリ	の情報に この表にこれで 処理施設に関する事項	きは、こり長い 素 イ オ / (水 常 最 常 最
常 (水素 指数) 大 と 大 と は 大 と た と た た た た た た た た た た た た た た り た た た た	2 理 施 設	七 四	水素イオン 汚 湯	ID   ID   ID   ID   ID   ID   ID   ID	ク リ I ト 造	間間隔等	大楽状態の値
通化学的酸水	八 六	九~六二~一	市	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量処理 施 設 / ニ、〇〇〇 中和・活性汚泥 /	能 (m³	71	八 常 酸 等
最悪な変形を表現しています。	三五五	″ 八〇	通常 化学的酸素要求量 (呵ァ/ℓ)	万染状態の 中	二 旦力		最 素 等 の 量
通浮游	三五五五	" 八〇	通浮	・ 活性汚泥	集沈		通浮
最質人	三 六	, – 0	で で で で で の の の の の の の の の の の の の	水 等 の 量	連間使用		常物
通 窒 状	三 三 六 0 /	" - too	通窒状		時 続 隔間 二 の一		八七、 通 窒 状
最 mg 化 素		。 , 一、 七〇〇	常 最 mg 化 素 能		四 使日 用 時 間 り		() () () () () () () () () () () () () (
道の常々が			通 の 常 燐 り	"	変動なり変動の		○ 大 ℓ素 の 通
最 mg / 值 大 e		- =	最 mg / 化				値 一 常
最 mg ふ ク 大 化 素	" "	一 五 〇 八	最 「mg ふっ 化 素	E	年工事着手予定		最 (mg / ℓ)
通常最	// 一、 〇 七 九	" <u>-</u>	通 常 最		年工事完成予 月 日		\ <u></u>
元 り の量 ( <sup>3</sup> m)	// 一、〇七九	" <u>-</u>	元 り の 量 ( <sup>3</sup> m)	thri. /	年 月 日		連 常 最 大

報

夕薬局 イスター

一七号 町四丁市小郡新 二番新

店オタ

薬局

新

No. 1

排

水

 $\Box$ 

七 · 五

八 · 五 · 五

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 

0

〇七九

〇七九

### 山口県告示第二号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

平成三十年一月五日

称名又は名 定 介 護 の た 所 る 所 表 事 業 者 名居

宅 称介 護 所事 在業 地所

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

種事 類業 0)

指定年月日

会同会社和

和

0

一○号 一○号 一丁 目 一丁 目 六 番 新 指養居 理療 平成二九、

### .口県告示第三号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

口

平成三十年一月五日

山

名居

称護

の所在地 アデール 素 著

支

宅 介

> Ш 口県知事 村 圌 嗣

政

名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所 指定年月日

目一一番二八号下松市望町一丁 事業所 ル・モンド田布 の一 大字波野四三三 熊毛郡田布施町 平成二九、

株式会社ブリ

ź

### 山口県告示第四号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十 四条の二第一 項の規定により、

-成三十年一月五日

防 名介

の た 所 を 事 業 者

夕薬局 イスター 一七号 町四丁目二番 山口市小郡新

防

護 称予 所事 在業

地所

山口県知事

村

岡

嗣

政

種事類業 0 指定年月日

町店オオタ薬局新 一○号 町一丁 目 六番 新 理療防介 指養居護 導管宅予

平成二九、

丁目五番五号字部市草江二 なごんみ ビス 丁目五番一号字部市草江二 介防介 護通所予

"

### 山口県告示第五号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 項の規定により、 次のとおり

道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年一 月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成三十年一月五日

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

道路 線 の種類 県道 伊佐吉部山口線

道路の区域 路 名

まで同大字の同字五七八の一地先	一地先から宇部市大字西吉部字垰崎一三八九の	区間
新	旧	旧新別
最疾 二一・九	最族 一〇·四	敷地の幅員
0.111	0 • 111	(メートル) 長
完了による。 道路改良工事の		備考

## 山口県告示第六号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年一月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成三十年一月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

口伊県 線古部山道	路線名
同市 同大字 同字五七八の一地先まで字部市大字西吉部字垰崎一三八九の一地先から	供用開始の区間
平成三十年一月六	供用開始の期日

(一) 平成二十九年度山口県補正予算の要領の公表

要領は、 平成二十九年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十九年度山口県補正予算の 次のとおりです。

平成三十年一月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

平成29年度山口県一般会計補正予算(第4号)

(歳入歳出予算の補正) 平成29年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108,000千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ681,921,083千円とする。

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 213 条第1項の規定により翌年度に繰り

(債務負担行為の補正)

(単位 十円)	(単			質	良越 明 許 實	校線	第2表
681,921,083	681,813,083	108,000	•				
10,747,233	10,639,233	108,000	理費	1総務管理			
29,751,146	29,643,146	108,000			§ 費	務	2 総
#	補正前の額	補正額		頂	~	崇	
					Œ	滅	
681,921,083	681,813,083	108,000	•	· 하	$\succ$	歳	
4,000	0	4,000	余	1繰 越			
4,000	0	4,000			*	擞	13繰
306,442	206,442	100,000	邻	1 寄 付			
306,442	206,442	100,000			金金	全	11条
42,809,550	42,805,550	4,000	助金	2国庫補助金			
80,373,167	80,369,167	4,000			金田金	車大	9
<u> </u>	補正前の額	補 正 額		項	~	蒸	
					$\succ$	癜	
位 千円)	(単位			補正	歳入歳出予算補正	表意	第1
	債務負担行為補正」による。	債務負担行為	「第3表	の追加は、	債務負担行為の追加は、		第3条

5 都 市 計 画 費   都市公園整備事	4 港 湾 費 港湾改修費	地すべり対策事	堰堤修繕事業費	周防高潮対策事	3 河川海岸費 広域河川改修費	橋りょう補修費	道路改良費	8 土 木 費 2 道路橋りょう費 道路災害防除費	4 衛生費7保健所費保健所施設整備
		地すべり対策事業費	堰堤修繕事業費	周防高潮対策事業費	截	橋りょう補修費	道路改良費	かり	
81,934	223, 463	151,416	59,735	53, 700	/36, 300	189,714	69,590	46, 400	33/, 072

_	平成	30年 1	月5日	金	曜日	山		П	県	į	報	(定期	])	第	2923	号	
	(ほか) / か)刃	6 単独路側整備事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 「県道山口阿知須宇部線)	括契約すること。 (県道山口阿知須宇部線) (ほかりか所	(国地の1070万) 5 単独道路舗装事業の 6 年を讃きる工事を	4 道路災害防除事業の 4 道路災害防除事業の 年度や越える工事を一 括契約すること。	3 舗装補修事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。 (県道岩国玐珂線ほか3)	(県道妻崎開作小野田線) (ほか/か所	2 単独交通安全施設整 備事業の年度を越える 工事を一括契約するこ と。	業の年度を越える工事を一括契約すること。 を一括契約すること。 「県道栗野二見線ほか/) 「か所	事項	第3表 債務負担行為補止追 加	;		/0 教 育 費	徽		
_		平成30年度	平成30年度		平成30年度	平成30年度		平成30年度	平成30年度	期間		;		事 神 学	響線	6 住 光	
		6/, 675千円	55,000千円		26, 250千円	73, 500千円		83, 000千円	/58,000千円	) 関		ᅖ	土地購入整備費	校費人規模改造事業費 協部亦進弗	垂	費公営住宅建設費	過疎地域下水道代行事業   費
_										額		1, 955, 617	29, 869	62,527	5, 300	129,898	行事業 3/7,560
	を越える工事を一括契 約すること。 (小野田港ほか2か所)	える工事を一括契約すること。 (字部港ほか / か所) /9 海岸防災事業の年度	前売的・2つか所) (前淵地区ほか2か所) /8 港湾既存施設有効活 用促進事業の年度を越		/6 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国譜/20はか4か所)	越ずられる。	/5 地すべり対策事業に係る調査委託の年度を	/4 通常砂防事業の年度を越える工事を一括契を越える工事を一括契約すること。	/3 高潮対策事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。 (昭和開作海岸)	/2 単独河川改修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (佐波川ほからか所)	// 周防高潮対策事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (江頭川ほか / か所)	/0 広域河川改修事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (中川ほか/か所)	年度を越える工事を一括契約すること。 括契約すること。 県道福浦港金比羅線彦) 島大橋ほからか所	(県道岩国大竹線ほか7) (か所 9 権のよう補修事業の	8 単独道路改良事業の 年度を越える工事を一 抹契約すること。	**リラること。 (県道柳井上関線ほか3) (か所	7 道路改良事業の年度 を越える工事を一括契 がよって、
	平成30年度	平成30年度	- 1	平成30年度	平成30年度	平成30年度		平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度		五年 第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	十成の牛皮	17. 14. 20. 在. 由
	220,500千円	94,500千円		35,875千円	/07./00千円	2/,000千円		430,500千円	63.000千円	95.000千円	94,500千円	94,500千円	590, /00千円		<i>240.000</i> 千円	Z04- UUU T FJ	
五.																	

22 都市公園整備事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	2/ 単独都市計画街路整 備事業の年度を越える 工事を一括契約するこ と。 (環状一号線)	20 都市計画街路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (環状一号線)
平成30年度	平成30年度	平成30年度
/00,000千円	50, 000千円	42.000千円

(二) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、国土調査

平成三十年一月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

七

入札公告日

国土調査を行った者の名称等

県

 $\Box$ 

長	萩	"	下	名行国 称っ土
門			関	た調
市	市		市	のを
平成二十九年二月一日まで平成二十七年四月十三日から	平成二十八年三月二十二日まで平成二十四年四月二十七日から	平成二十八年十二月十五日まで平成二十七年四月十六日から	平成二十八年十二月二十日まで平成二十四年五月七日から	国土調査を行った期間
長門市地籍簿長門市地籍図	萩市地籍 三 萩市地籍	11 11	下関市地籍簿下関市地籍図	成果の名称
び日置上の各一部仙崎、東深川、深川湯本及	大字椿東及び大井の各一部	彦島福浦町二丁目の一部	豊北町大字田耕の一部	国土調査を行った地域

山

認証年月日

平成三十年一月五日

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

(三) 契約の締結

事務を担当する課の名称及び所在地

平成三十年一月五日

落札に係る物品等の名称及び数量 空港用大型化学消防自動車 二台 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

兀 落札者を決定した日

Ŧī. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 平成二十九年十一月二日

帝國纖維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一番一〇号

落札金額

二億三千二百二十万円

六

八 その他

平成二十九年九月二十二日

調達方法 山口県知事

村岡

嗣政

契約担当者

購入

 $(\overline{\underline{\phantom{A}}})$ 落札方式 最低価格



# 山口県選挙管理委員会告示第一号

有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を

平成三十年一月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

山口県知事

村

岡 嗣

政

Щ

正

山口県瀬戸内海海区 田口県日本海 区 名

三分の一の数 一、二五五 一、二五五

報	(5	定期)
四	ページ	平成二
上	段	一十九年
三左 ~ 四ら	行	十一月
ま・・(以上八筆について次の図にま・・(以上八筆について次の図に	誤	成二十九年十一月二十一日山口県告示第四百十三号(解除予定保安林
部分に限る。)	正	(解除予定保安林 (萩市))

平成三十年一月五日発行平成三十年一月五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁